

福岡市居住支援協議会

## （1）協議会の概要

**【目的】** 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場の動向に関する情報を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の円滑入居支援策の効果的な推進を図る。

**【根拠法令】** 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律（住宅セーフティネット法）

【設立日】 平成 21 年 3 月 30 日

【構成委員】 民間賃貸住宅事業者：公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会

公益社団法人 全日本不動産協会 福岡県本部

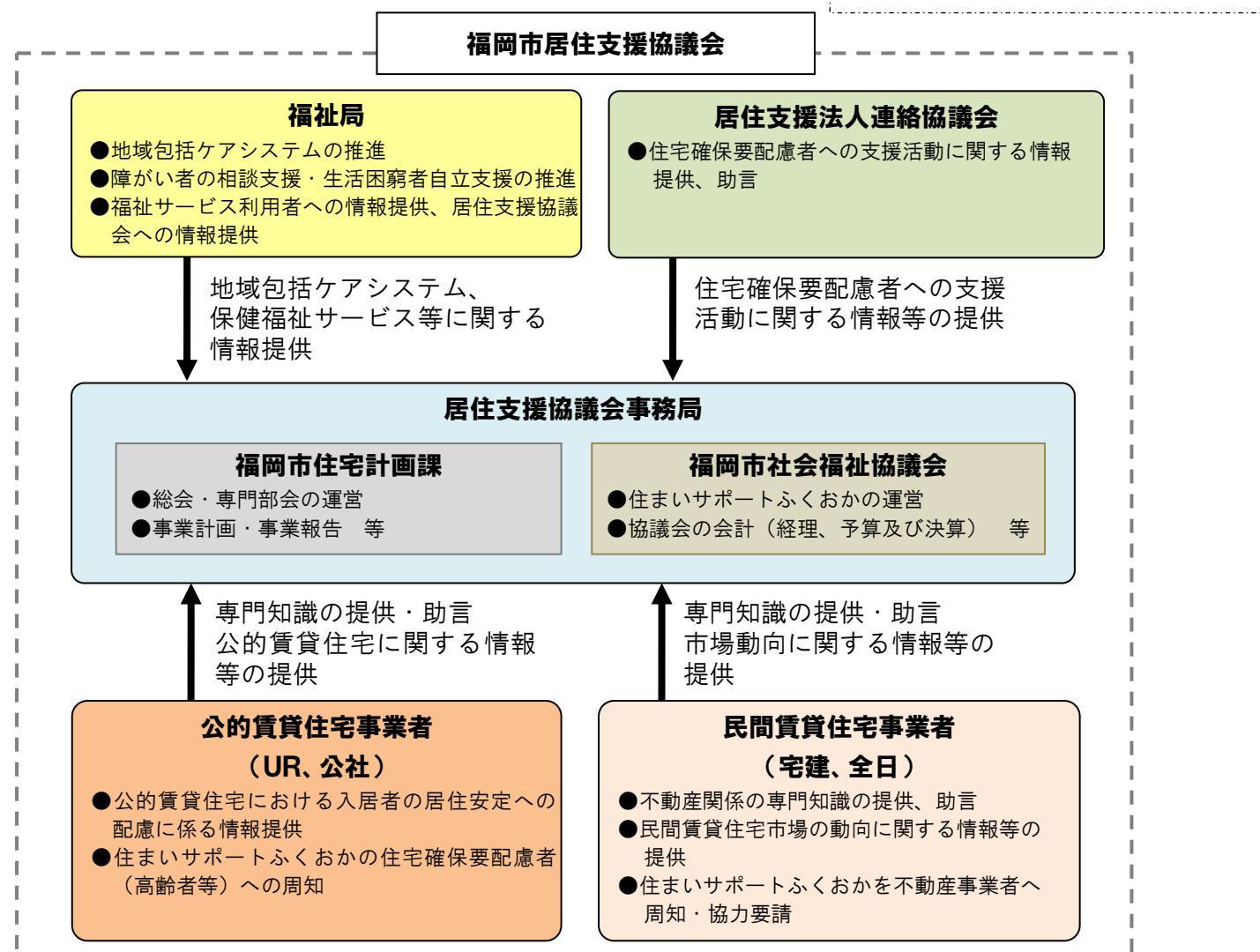
公的賃貸住宅事業者：独立行政法人 都市再生機構 九州支社（H22年度より参加）

居住支援法人連絡協議会（R1年度より参加）

入居支援実施団体：福岡市社会福祉協議会

福岡市 : 福祉局、住宅都市みどり局

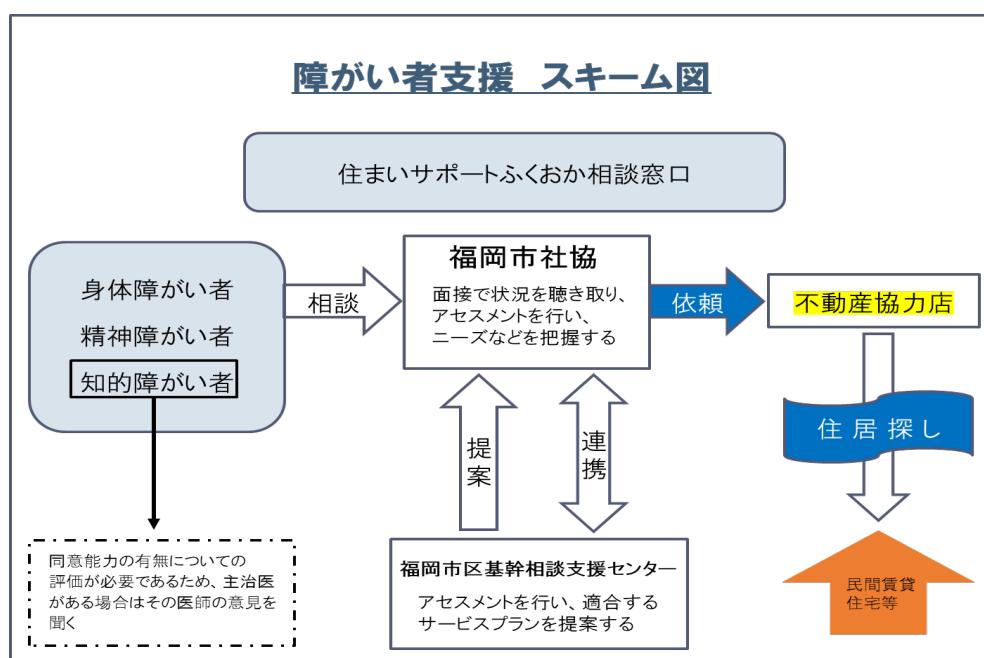
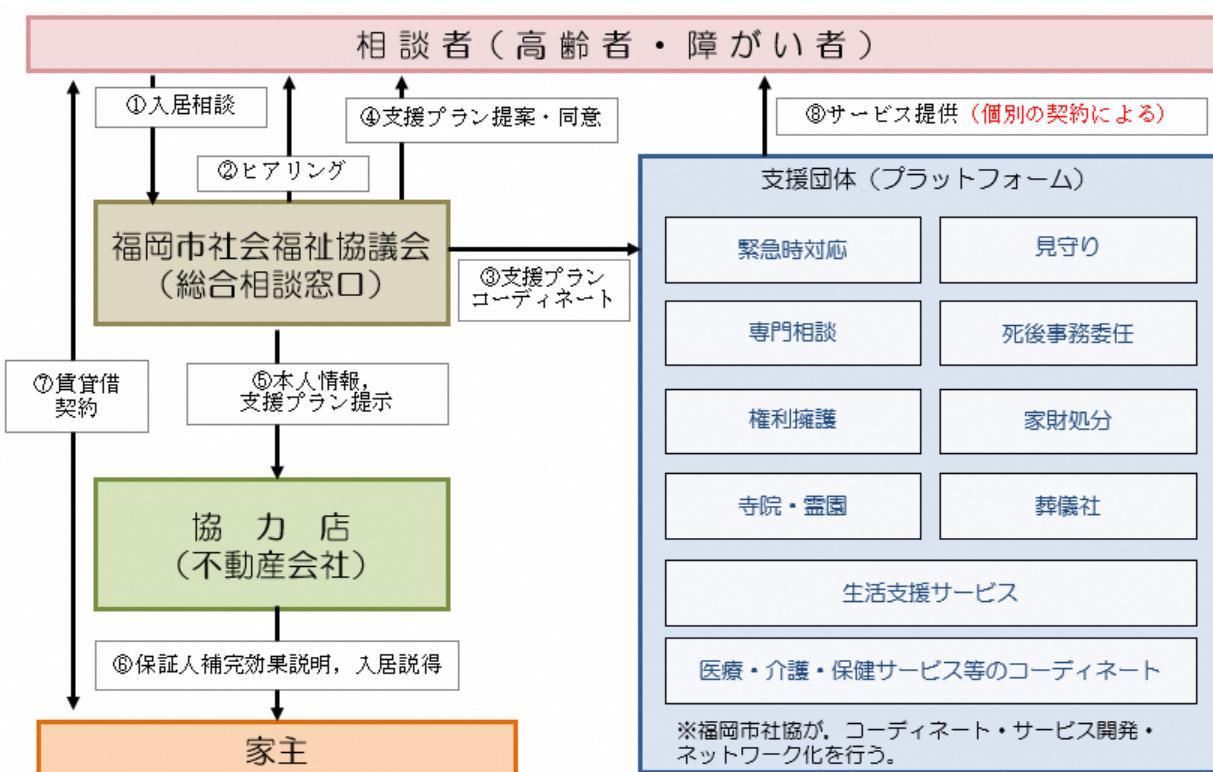
## （2）協議会の体制



### (3) 事業概要

【住まいサポートふくおか】※H26.10～事業開始　※障がい者対応 R3.4～

高齢者及び障がい者世帯の民間賃貸住宅への入居に協力する不動産会社を「協力店」として登録するとともに、入居支援・生活支援を行う「支援団体」による「プラットフォーム」を構築し、福岡市社会福祉協議会が民間賃貸住宅へのスムーズな入居と、入居後の生活支援体制のコーディネートを行う。





賃貸住宅への  
入居を断られた…

入居できる賃貸住宅が  
見つからない…

65歳以上の方と  
障がいのある方

手数料  
相談料  
無料

**賃貸住宅への住み替えと生活支援は  
私たちにご相談ください。**

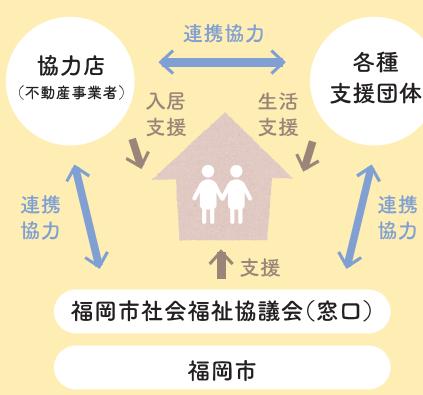
福岡市内の



## 「住まいサポートふくおか」とは

協力店（不動産事業者）、各種支援団体、福岡市社会福祉協議会と福岡市が連携し、住み替えでお困りの65歳以上の方や障がいのある方に対する民間賃貸住宅の入居支援や、入居後の生活支援などをサポートする事業です。

住み替えにかかる初期費用や家賃、入居後の支援サービス等の費用負担が必要です。



## ご利用 できる方

福岡市内の民間賃貸住宅への住み替えを希望している

- ① 65歳以上の方 ② 障がいのある方

住み替えにかかる初期費用や家賃、入居後の支援サービス等の費用負担が必要です。

入居後の生活まで見据えて

入居後の多様な支援サービスをコーディネートします。

ご利用者さまの事情に合わせて、本事業に登録された支援団体が  
民間賃貸住宅への入居中に、見守りや死後事務委任などの支援サービスを提供します。

入居された全ての方に提供されるものではなく、原則として、ご利用者さまがサービス利用契約を締結された場合に提供されます。

見守り	定期的な安否確認 見守りセンター 定期訪問など	死後事務委任	行政への諸手続き 関係者への連絡など
緊急時対応	通報機器による 駆けつけサービス・ 119番通報など	家財処分	家財回収・処理 ハウスクリーニング 片付けなど
専門相談	弁護士・司法書士・ 行政書士による 各種相談	葬儀	納棺 火葬など
生活支援 サービス	NPOやボランティア 等による家事・買い物・ 外出等の支援	埋葬・納骨	永代供養 共同墓地等への納骨など
権利擁護	成年後見等受任 福祉サービスの利用援助 日常的な金銭管理など	医療・介護・ 保健サービス等の コーディネート	いきいきセンターふくおか等 による、各種サービスの コーディネート

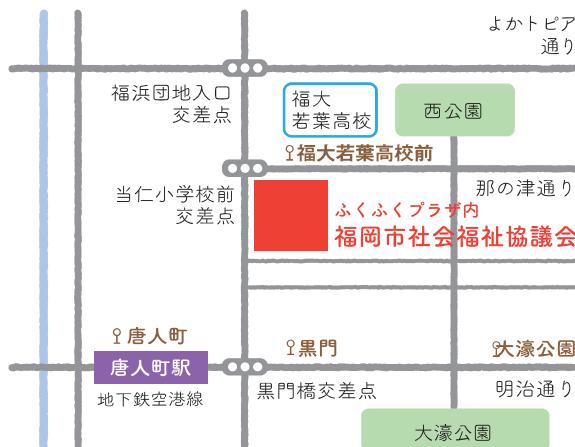
まずはご相談・お問い合わせください。

社会福祉法人  
**福岡市社会福祉協議会**  
住まい・まちづくりセンター

福岡市中央区荒戸3-3-39 ふくふくプラザ

**TEL 092-720-5356**  
**FAX 092-406-0169**

【受付時間】月～金 9:00～17:00  
(祝日・年末年始を除く)



■ 市営地下鉄 空港線  
● 唐人町駅4番出口 徒歩約7分  
● 大濠公園駅1番出口 徒歩約10分

■ 西鉄バス  
● 福大若葉高校前バス停 すぐ  
● 黒門バス停 徒歩約5分  
● 唐人町バス停 徒歩約7分  
● 大濠公園バス停 徒歩約10分

【令和7年度】

高齢者にやさしいまち “ふくおか”

【概要版】

参考資料3

# !! 高齢者世帯の住替えを支援 !!

高齢者世帯の良好な住宅への住替えを支援するため、礼金、仲介手数料、引っ越し運送費用など、初期費用の一部を助成します。

## <高齢者世帯住替え助成金>

福岡市内の  
60歳以上で  
賃貸住宅へ住替え  
の方

最大 15 万円

助成対象経費  
合計額の  
1/2

基本額  
(高齢者世帯)

10 万円

子世帯との  
同居又は近居  
の場合

上限 5 万円引き上げ

### 賃貸住宅への住替え



福岡市内の民間賃貸住宅へ転居

### 子育て世帯との同居



両世帯が同居していること

### 子育て世帯との近居



親世帯 子育て世帯  
両世帯の住居が直線距離で  
1.2km 以内であること



子育て世帯と同居又は近居する場合は、助成上限額を 5 万円 引き上げます

募集期間：令和7年4月1日（火）から令和8年2月28日（土）（必着）まで  
申請期限：引越し日から5か月以内

※助成金の申請受付は、募集期間内・予算の範囲内で先着順とさせていただきます。

※市役所の開庁日以外はメールでの受付のみです。

■ 助成対象となる世帯（1/2） ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	助成対象となる世帯の要件													
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下のいずれかに該当する高齢者世帯であること（転居後の住宅への入居時点）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳以上のひとり暮らし世帯</li> <li>・60歳以上の方と、配偶者又は60歳以上の親族で構成される世帯</li> </ul> <p>※60歳以上の方と同居する親族が以下のいずれかに該当する場合には、 その方の年齢は問いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①要介護・要支援認定を受けている方 ②身体障害者手帳を所持し1級から4級までの方</li> <li>③精神障害者保健福祉手帳を所持し1級又は2級の方</li> <li>④知的障がいがあり、療育手帳を所持しA又はB1の方</li> <li>⑤60歳以上の方（要介護認定者、身体障がい者、精神障がい者又は知的障がい者に限る）を介護する必要がある方</li> </ul> </li> </ul>													
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡市内に住民票があり、福岡市内の表に定める住宅間で転居を行う世帯であること</li> </ul>													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">転居前の住宅</th> <th style="text-align: center;">転居後の住宅※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅</li> <li>○勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅</li> <li>○申請日時点で処分（売買・解体等）が完了している申請者又は同居者が所有する（していた）持ち家</li> <li>○地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域の持ち家</li> </ul> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く）</li> </ul> <p>※1 公的賃貸住宅（公営住宅、URなど）や、 持ち家への住替えは対象外です。</p> </td></tr> </tbody> </table>		転居前の住宅	転居後の住宅※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅</li> <li>○勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅</li> <li>○申請日時点で処分（売買・解体等）が完了している申請者又は同居者が所有する（していた）持ち家</li> <li>○地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域の持ち家</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く）</li> </ul> <p>※1 公的賃貸住宅（公営住宅、URなど）や、 持ち家への住替えは対象外です。</p>								
転居前の住宅	転居後の住宅※1													
<ul style="list-style-type: none"> <li>○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅</li> <li>○勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅</li> <li>○申請日時点で処分（売買・解体等）が完了している申請者又は同居者が所有する（していた）持ち家</li> <li>○地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域の持ち家</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く）</li> </ul> <p>※1 公的賃貸住宅（公営住宅、URなど）や、 持ち家への住替えは対象外です。</p>													
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前年における世帯の政令月収が、158,000円以下※の世帯であること</li> </ul> <p>※60歳以上の方（要介護認定者、身体障がい者、精神障がい者又は知的障がい者に限る）を介護する必要がある方と同居をする場合は、政令月収が259,000円以下</p> <p>※子育て世帯と同居をする場合、子育て世帯の所得は含めません。</p> <p>（世帯の前年の総所得金額が表に定める金額以下であれば、助成対象の目安となります）</p> <p style="text-align: center;"><b>政令月収 = （世帯の年間総所得金額 - 控除合計金額） ÷ 12</b></p> <p>※政令月収の計算方法は、福岡市ホームページをご覧ください。 ※下記の総所得金額でも必ずしも助成対象になるとは限らないため、目安としてご参考ください。</p> <p><b>【総所得金額の目安】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総所得金額</td> <td>A:1,996,000円</td> <td>A:2,376,000円</td> <td>A:2,756,000円 B:3,968,000円</td> <td>A:3,136,000円 B:4,348,000円</td> <td>B:4,728,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A：政令月収158,000円以下の目安、B：政令月収259,000円以下の目安 ⇒6人以上の場合は、窓口までご相談ください。</p>		世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	総所得金額	A:1,996,000円	A:2,376,000円	A:2,756,000円 B:3,968,000円	A:3,136,000円 B:4,348,000円	B:4,728,000円
世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人									
総所得金額	A:1,996,000円	A:2,376,000円	A:2,756,000円 B:3,968,000円	A:3,136,000円 B:4,348,000円	B:4,728,000円									
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護等を受給していない世帯であること</li> </ul>													
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住居確保給付金（転居費用）を受給していない世帯であること</li> </ul>													
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転居前の住宅の直近6ヶ月間の家賃の未払いがないこと</li> </ul>													
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと</li> </ul>													
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の同居する子育て世帯の場合）</li> </ul>													
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること</li> </ul>													
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去に本要綱に基づく助成金を受けていない世帯であること</li> </ul> <p>※結婚（再婚）、離婚、死別、子の誕生・独立による転居等、世帯構成人員の増減がある際等は、再度申請できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。</p>													

■ 住替え後の住宅の要件 ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	住替え後の住宅の要件																				
<input type="checkbox"/>	<p>○ 表に定める専用面積を有する住宅であること</p> <p>① 高齢者世帯の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>世帯人数</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td></tr> <tr> <td>住戸専用面積</td><td>25 m<sup>2</sup>以上 (18 m<sup>2</sup>以上)</td><td>30 m<sup>2</sup>以上 (27 m<sup>2</sup>以上)</td><td>40 m<sup>2</sup>以上 (36 m<sup>2</sup>以上)</td><td>50 m<sup>2</sup>以上 (45 m<sup>2</sup>以上)</td></tr> </table> <p>※当面の間は、( ) 内の面積基準を満たした住宅で可とする。</p> <p>② 高齢者世帯が子育て世帯と同居する場合</p> <table border="1"> <tr> <td>世帯人数</td><td>3人</td><td>4人</td><td>5人</td><td>6人</td></tr> <tr> <td>住戸専用面積</td><td>40 m<sup>2</sup>以上</td><td>50 m<sup>2</sup>以上</td><td>57 m<sup>2</sup>以上</td><td>66 m<sup>2</sup>以上</td></tr> </table> <p>〈面積を確認する際の注意事項〉</p> <p>ア. <u>6人を超える場合は</u>次の算出式で計算する。  <math display="block">\text{住戸専用面積} = (10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2) \times 0.95</math></p> <p>イ. <u>妊娠中の者は2人とする</u>。</p> <p>ウ. <u>子どもが10歳未満の場合は</u>、子どもを下記の人数に置き換えた後の総世帯人数を、下部の式に代入して計算する。      (子の年齢) 3歳未満…0.25人／3歳以上6歳未満…0.5人／6歳以上10歳未満…0.75人      ※上記により、世帯人数が2人に満たない場合、世帯人数は2人とする。      (式) 世帯人数 2～4人 … <math>10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2</math>      4人を超える … <math>(10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2) \times 0.95</math></p> <p>エ. 同居する場合は、住替え後に同居する人数で算出する。</p> <p>オ. 住戸専用面積は壁芯にて算出する。</p>	世帯人数	1人	2人	3人	4人	住戸専用面積	25 m <sup>2</sup> 以上 (18 m <sup>2</sup> 以上)	30 m <sup>2</sup> 以上 (27 m <sup>2</sup> 以上)	40 m <sup>2</sup> 以上 (36 m <sup>2</sup> 以上)	50 m <sup>2</sup> 以上 (45 m <sup>2</sup> 以上)	世帯人数	3人	4人	5人	6人	住戸専用面積	40 m <sup>2</sup> 以上	50 m <sup>2</sup> 以上	57 m <sup>2</sup> 以上	66 m <sup>2</sup> 以上
世帯人数	1人	2人	3人	4人																	
住戸専用面積	25 m <sup>2</sup> 以上 (18 m <sup>2</sup> 以上)	30 m <sup>2</sup> 以上 (27 m <sup>2</sup> 以上)	40 m <sup>2</sup> 以上 (36 m <sup>2</sup> 以上)	50 m <sup>2</sup> 以上 (45 m <sup>2</sup> 以上)																	
世帯人数	3人	4人	5人	6人																	
住戸専用面積	40 m <sup>2</sup> 以上	50 m <sup>2</sup> 以上	57 m <sup>2</sup> 以上	66 m <sup>2</sup> 以上																	
<input type="checkbox"/>	<p>○ 住宅の家賃（管理費、共益費、水光熱費及び駐車場使用料等を除く。）が、表に定める金額以下であること</p> <p>※専用面積の要件とは異なり、世帯人数は年齢により区別されません。</p> <p>① 高齢者世帯の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>世帯人数</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人以上</td></tr> <tr> <td>家賃</td><td>50,000円以下</td><td>56,000円以下</td><td>61,000円以下</td></tr> </table> <p>② 高齢者世帯が子育て世帯と同居する場合</p> <table border="1"> <tr> <td>世帯人数</td><td>3人</td><td>4人</td><td>5人</td><td>6人以上</td></tr> <tr> <td>家賃</td><td>83,000円以下</td><td>89,000円以下</td><td>94,000円以下</td><td>100,000円以下</td></tr> </table>	世帯人数	1人	2人	3人以上	家賃	50,000円以下	56,000円以下	61,000円以下	世帯人数	3人	4人	5人	6人以上	家賃	83,000円以下	89,000円以下	94,000円以下	100,000円以下		
世帯人数	1人	2人	3人以上																		
家賃	50,000円以下	56,000円以下	61,000円以下																		
世帯人数	3人	4人	5人	6人以上																	
家賃	83,000円以下	89,000円以下	94,000円以下	100,000円以下																	
<input type="checkbox"/>	<p>○ 昭和56年6月1日以降に建築され、かつ新耐震基準を満たす住宅であること</p> <p>ただし、耐震改修工事を実施している場合又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている場合についてはこの限りではない。※耐震性能を確認できる書類の提出が必要です。</p> <p>(※昭和56年6月1日以降に建築された住宅でも、規模によっては、昭和56年5月31日以前に着工され、新耐震基準を満たさない住宅の可能性があります。新耐震基準を満たす住宅かどうか、助成金交付申請前に不動産会社等へご確認ください。)</p>																				
<input type="checkbox"/>	<p>○ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域へ転居する場合は、安全上の措置が講じられ、建築主事等による検査済証が交付されていること</p>																				

■ 助成金の額 ■

○ 助成対象となる経費の合計額（消費税を含む）の1／2（上限額10万円）

- 注意：① 家主から立退料（移転引越し費用等）が支払われている。  
 ② 就職や転職等のため、会社等から移転引越し費用等が支払われている。  
 ⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1/2で計算します。  
 ※ 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

○ 子育て世帯と同居又は近居する世帯は、上記上限額を5万円引き上げます。

## ■ 助成対象となる経費 ■ 申請世帯が、事業者（不動産、引越業者）に支払った経費

※すべての支払いが完了した後に交付申請を行ってください。

申請時点でお支払いが完了していない費用については、助成対象となりません。

	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	<input type="checkbox"/> 礼金 <input type="checkbox"/> 建物仲介手数料 <input type="checkbox"/> 家賃債務保証料 <input type="checkbox"/> 住宅保険料（火災保険等） <input type="checkbox"/> 鍵交換費用 <input type="checkbox"/> 転居前の住宅に係る原状回復費用 <input type="checkbox"/> 転居前の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用	<input checked="" type="checkbox"/> 敷金 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場仲介手数料 <input checked="" type="checkbox"/> 契約時に払う家賃、共益費、管理費 <input checked="" type="checkbox"/> 転居後の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用 <input checked="" type="checkbox"/> その他左記に定めるもの以外の費用
引越し費用	<input type="checkbox"/> 引越し運送費用 <input type="checkbox"/> 荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など） <input type="checkbox"/> 引越しに伴うエアコン、洗濯機（転居前住宅から移設したものに限る）などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用 <input type="checkbox"/> 引越しに伴う不用品の処分費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越し業者が行う消毒またはハウスクリーニングに係る費用 <input checked="" type="checkbox"/> 公共料金等の名義変更代行サービスにかかる費用 <input checked="" type="checkbox"/> 挨拶品の手配に係る費用 <input checked="" type="checkbox"/> 引越しに係る友人等への謝礼金

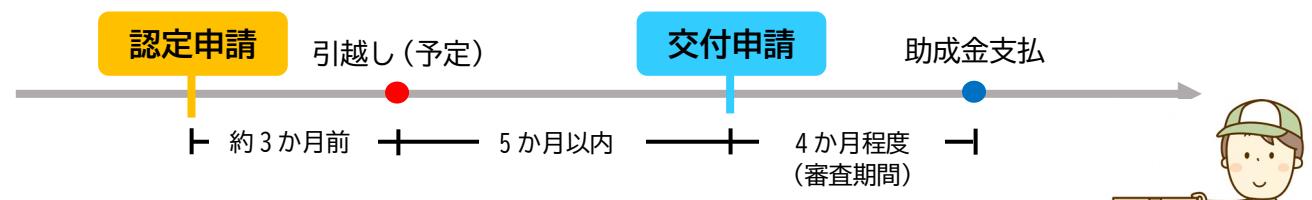
注意：① 家主から立退料が支払われている。

② 就職や結婚などで、会社等から移転引越し費用等が支払われている

⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1/2で計算します。

※ 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

## ■ 助成金の申請期限・お支払いについて ■



**認定申請**　引越し前に対象要件に当てはまるかどうか確認したい方

申請期限：引越し予定日の3か月～1か月前

※申請は、令和8年2月28日までに引越し・交付申請が可能な方に限ります。

※既に転居している方は、交付申請によりご申請ください。



**交付申請**　助成金の申請をされる方

申請期限：引越し日から5か月以内

※5か月以内でも、令和8年2月28日（必着）を過ぎると申請できません。

○ 交付申請から助成金支払いまでは、4か月程度の期間を要します。

## ■ 注意事項 ■

- 申請は、窓口、郵送又はメールで受け付けます。必要書類については、福岡市HPをご確認ください。
- 助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。
- 窓口での申請受付の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくか受付ができない場合がございますので、お手数ですが事前に電話連絡いただきますようお願いします。

## ■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先 ■

**福岡市役所 住宅計画課 高齢者世帯住替え助成事業担当**

（市役所本庁舎3階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL：092-711-4279（平日 9:00～12:00／13:00～17:00）

FAX：092-733-5589

MAIL：sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp

ホームページは  
こちら →



# !! 子育て世帯の住替えを支援 !!

子育てしやすい良好な住宅への住替えを支援するため、中古住宅購入費用や礼金、仲介手数料、引っ越し運送費用など、初期費用の一部を助成します。

## <子育て世帯住替え助成金>

民間賃貸住宅へ  
住替え  
又は  
中古住宅購入の方

最大 **25** 万円

助成対象経費  
合計額の  
**1/2**

基本額  
(子育て世帯)

**15** 万円

+

多子世帯  
の場合

上限 **5** 万円引上げ

+

親世帯との  
同居又は近居  
の場合

上限 **5** 万円引上げ

多子世帯



子ども※妊娠している者  
の子が2人以上いる世帯  
※18歳に達する日以降の最初  
の3月31日までの間にある者

親世帯との同居



子育て世帯+親世帯  
両世帯が同居していること

親世帯との近居



直線距離  
1.2km  
以内  
子育て世帯  
両世帯の住居が直線距離で  
1.2km以内であること

本助成金を利用し、中古住宅購入の際に住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用する場合、金利引き下げ（当初5年間 年▲0.5%）を受けることができます。

**募集期間：令和7年4月1日（火）から令和8年2月28日（土）（必着）まで**  
**申請期限：引越し日から5か月以内**

※助成金の申請受付は、募集期間内・予算の範囲内で先着順とさせていただきます。

※市役所の開庁日以外はメールでの受付のみです。

## ◆注意事項◆

申請にあたっては、必要書類・申請の手順について  
ホームページに掲載の（右記二次元コードから読み込み可能）

【詳細版】令和7年度子育て世帯住替え助成事業パンフレット  
を必ずご確認ください。

(中古住宅購入・民間賃貸住宅への住替え 2種類から該当のパンフレットをご覧ください)



窓口申請の場合は、  
事前に電話での予約  
をお願いします。

ホームページは  
こちら



## ■ 助成対象となる世帯 ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	助成対象となる世帯の要件					
<input type="checkbox"/>	<p>○ 以下のいずれかに該当する子育て世帯であること（転居後の住宅への入居時点）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・扶養する子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）がいる世帯</li><li>・妊娠している方がいる世帯（母子手帳の交付を受けていること）</li></ul>					
<input type="checkbox"/>	<p>○ 表に定める住宅間で転居を行う世帯であること※1</p> <table border="1"><thead><tr><th>転居前の住宅（福岡市内外）</th><th>転居後の住宅（福岡市内）※3</th></tr></thead><tbody><tr><td><ul style="list-style-type: none"><li>○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅</li><li>○申請者又は同居者が使用許可を受け、使用料を支払う公的賃貸住宅</li><li>○転居する者の勤め先の会社が所有管理又は借り上げている社宅等の住宅</li><li>○申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する持ち家</li><li>○申請者又は同居者が所有する持ち家※2</li></ul></td><td><ul style="list-style-type: none"><li>○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く）</li><li>○申請者又はその同居者が、所有者から購入した中古住宅（既存住宅）</li></ul><p>※3 公的賃貸住宅（公営住宅、URなど）への住み替えや、新築物件の購入は対象外です。</p></td></tr></tbody></table>		転居前の住宅（福岡市内外）	転居後の住宅（福岡市内）※3	<ul style="list-style-type: none"><li>○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅</li><li>○申請者又は同居者が使用許可を受け、使用料を支払う公的賃貸住宅</li><li>○転居する者の勤め先の会社が所有管理又は借り上げている社宅等の住宅</li><li>○申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する持ち家</li><li>○申請者又は同居者が所有する持ち家※2</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く）</li><li>○申請者又はその同居者が、所有者から購入した中古住宅（既存住宅）</li></ul> <p>※3 公的賃貸住宅（公営住宅、URなど）への住み替えや、新築物件の購入は対象外です。</p>
転居前の住宅（福岡市内外）	転居後の住宅（福岡市内）※3					
<ul style="list-style-type: none"><li>○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅</li><li>○申請者又は同居者が使用許可を受け、使用料を支払う公的賃貸住宅</li><li>○転居する者の勤め先の会社が所有管理又は借り上げている社宅等の住宅</li><li>○申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する持ち家</li><li>○申請者又は同居者が所有する持ち家※2</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く）</li><li>○申請者又はその同居者が、所有者から購入した中古住宅（既存住宅）</li></ul> <p>※3 公的賃貸住宅（公営住宅、URなど）への住み替えや、新築物件の購入は対象外です。</p>					
	<p>※1 転居前・転居後住宅の契約者となる同居者は、子の扶養義務者に限ります。</p> <p>※2 申請者又は同居者が所有する持ち家からの住替えは、離婚・配偶者からの暴力等を理由に別居する場合の転居のみ対象です。</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>○ 生活保護等を受給していない世帯であること※4</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>○ 住居確保給付金（転居費用）を受給していない世帯であること</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>○ 転居前の住宅の直近6か月間の家賃の未払いがないこと</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>○ 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと※4</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>○ 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の場合）※4</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>○ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること</p>					
<input type="checkbox"/>	<p>○ 過去に本要綱に基づく助成金を受けていない世帯であること</p> <p>※結婚（再婚）、離婚、死別、子の誕生・独立による転居等、世帯構成人員の増減がある際等は、再度申請できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。</p>					

※4 生活保護を受給していないこと、福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと、及び転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の場合）については、別世帯の配偶者（単身赴任等）や、世帯分離をしている同居者がいる場合は、その方についても確認を行います。

■ 転居後の住宅の要件 ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	住替え後の住宅の要件												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 表に定める専用面積を有する住宅であること※5</p> <table border="1"> <tr> <td>世帯人数</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td><td>5人</td><td>6人</td></tr> <tr> <td>住戸専用面積</td><td>30 m<sup>2</sup>以上</td><td>40 m<sup>2</sup>以上</td><td>50 m<sup>2</sup>以上</td><td>57 m<sup>2</sup>以上</td><td>66 m<sup>2</sup>以上</td></tr> </table> <p>〈面積を確認する際の注意事項〉</p> <p>ア. 6人を超える場合は次の算出式で計算する。  <math display="block">\text{住戸専用面積} = (10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2) \times 0.95</math></p> <p>イ. 妊娠中の者は2人とする。</p> <p>ウ. 子どもが10歳未満の場合は、子どもを下記の人数に置き換えた後の総世帯人数を、下部の式に代入して計算する。  (子の年齢) 3歳未満…0.25人／3歳以上6歳未満…0.5人／6歳以上10歳未満…0.75人  ※上記により、世帯人数が2人に満たない場合、世帯人数は2人とする。  (式) 世帯人数2～4人…<math>10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2</math>  4人を超える…<math>(10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2) \times 0.95</math></p> <p>エ. 同居する場合は、住替え後に同居する人数で算出する。</p> <p>オ. 住戸専用面積は壁芯にて算出する。</p>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	住戸専用面積	30 m <sup>2</sup> 以上	40 m <sup>2</sup> 以上	50 m <sup>2</sup> 以上	57 m <sup>2</sup> 以上	66 m <sup>2</sup> 以上
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人								
住戸専用面積	30 m <sup>2</sup> 以上	40 m <sup>2</sup> 以上	50 m <sup>2</sup> 以上	57 m <sup>2</sup> 以上	66 m <sup>2</sup> 以上								
<input type="checkbox"/>	<p>○ 住宅の家賃（管理費、共益費、水光熱費及び駐車場使用料等を除く。）が、表に定める金額以下であること（妊娠中の者は2人とする）※5</p> <p>※専用面積の要件とは異なり、世帯人数は年齢により区別されません。</p> <table border="1"> <tr> <td>世帯人数</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td><td>5人</td><td>6人以上</td></tr> <tr> <td>家賃</td><td>78,000円以下</td><td>83,000円以下</td><td>89,000円以下</td><td>94,000円以下</td><td>100,000円以下</td></tr> </table>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人以上	家賃	78,000円以下	83,000円以下	89,000円以下	94,000円以下	100,000円以下
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人以上								
家賃	78,000円以下	83,000円以下	89,000円以下	94,000円以下	100,000円以下								
<input type="checkbox"/>	<p>○ 昭和56年6月1日以降に建築され、かつ新耐震基準を満たす住宅であること</p> <p>ただし、耐震改修工事を実施している場合又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている場合についてはこの限りではない。※耐震性能を確認できる書類の提出が必要です。  (※昭和56年6月1日以降に建築された住宅でも、規模によっては、昭和56年5月31日以前に着工され、新耐震基準を満たさない住宅の可能性があります。新耐震基準を満たす住宅かどうか、助成金交付申請前に不動産会社等へご確認ください。)</p>												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域へ転居する場合は、安全上の措置が講じられ、建築主事等による検査済証が交付されていること</p>												

※5 転居後の住宅の専用面積及び家賃については、別世帯の配偶者（単身赴任等）や世帯分離をしている同居者はいる場合は、その方を含めた世帯人数での要件を満たしているかを確認します。

■ 助成対象となる経費 ■ 申請世帯が、事業者（不動産、引越業者）に支払った経費

	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中古住宅購入費</li> <li>○ 礼金、建物仲介手数料</li> <li>○ 家賃債務保証料</li> <li>○ 住宅保険料（火災保険等）</li> <li>○ 鍵交換費用</li> <li>○ 転居前の住宅に係る原状回復費用</li> <li>○ 転居前住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 敷金</li> <li>× 駐車場仲介手数料</li> <li>× 契約時に払う家賃、共益費、管理費</li> <li>× 転居後の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用</li> <li>× その他左記に定めるもの以外の費用</li> </ul>
引越し費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引越し運送費用</li> <li>○ 荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など）</li> <li>○ 引越しに伴うエアコン、洗濯機（転居前住宅から移設したものに限る）などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用</li> <li>○ 引越しに伴う不用品の処分費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 引越し業者等が行う消毒またはハウスクリーニングに係る費用</li> <li>× 公共料金等の名義変更代行サービスにかかる費用</li> <li>× 挨拶品の手配に係る費用</li> <li>× 引越しに係る友人等への謝礼金</li> </ul>

注意：① 家主から立退料（移転引越し費用等）が支払われている。

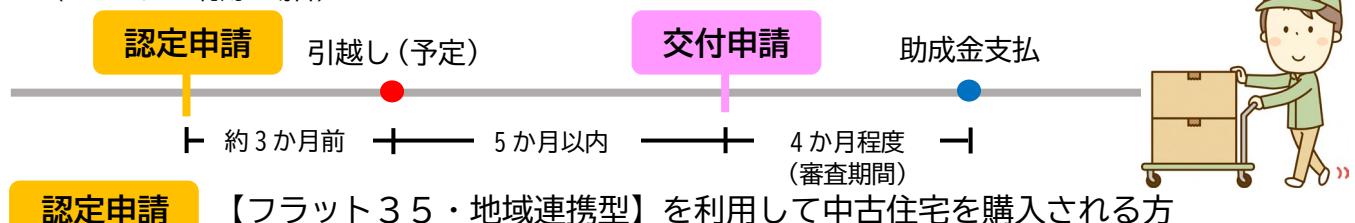
② 就職や転職等のため、会社等から移転引越し費用等が支払われている。

⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1/2で計算します。

※ 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

## ■ 助成金の申請期限・お支払いについて ■

(フラット35利用の場合)



### 認定申請

#### 【フラット35・地域連携型】を利用して中古住宅を購入される方

子育て世帯住替え助成事業の助成対象となる世帯の要件に該当する方は、中古住宅 購入の際に住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用する場合、金利引き下げ（当初5年間 年▲0.5%）を受けることができます。※新築物件の購入は対象外

○申請期限：引越し予定日の3か月～1か月前

※申請は、原則令和8年2月28日までに引越し・交付申請が可能な方に限ります。

【フラット35・地域連携型】を利用せず中古住宅を購入される方・民間賃貸住宅に転居される方は、転居後に交付申請によりご申請ください。

※【フラット35】地域連携型利用申請書の提出が必要です。詳しくは福岡市HPをご確認ください。

※【フラット35】地域連携型利用対象証明書の発行には期間（2か月程度）を要しますので、お早目にご申請ください。

#### 『フラット35の詳細について』

- ・住宅金融支援機構のホームページ（[www.flat35.com](http://www.flat35.com)）
- ・お客様コールセンター（0120-0860-35 / 祝日・年末年始以外 9:00～17:00）

### 交付申請

#### 転居後、助成金の申請をされる方

申請期限：引越し日から5か月以内

※5か月以内でも、令和8年2月28日（必着）を過ぎると申請できません。

○ すべての支払いが完了した後に交付申請を行ってください。（申請時に支払いが完了していない経費については、助成対象となりませんので、ご注意ください。）

○ 交付申請から助成金支払いまでは、4か月程度の期間を要します。

## ■ 注意事項 ■

- 裏面の助成対象となる世帯の要件についてご確認いただき、助成金の支給要件に該当するかご不明な点がある場合は、お問合せください。
- 申請は、窓口、郵送又はメールで受け付けます。必要書類については、福岡市HPをご確認ください。
- 窓口での申請の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくか申請受付ができない場合がございますので、事前に電話連絡いただきますようお願いします。

## ■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先 ■

### 福岡市役所 住宅計画課 子育て世帯住替え助成事業担当 (市役所本庁舎3階)

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL : 092-711-4279 (平日 9:00～12:00／13:00～17:00)

MAIL : [sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp](mailto:sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp)

<ホームページ>

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sumikaejyosei\\_2.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sumikaejyosei_2.html)

福岡市 子育て世帯住替え助成

検索

クリック！

## セーフティネット住宅 Q&A

Q 住宅確保要配慮者とは、どのような人ですか？

A 福岡市では、下表のように定めています。

セーフティネット住宅として登録する場合は、下表の中から受け入れることとする住宅確保要配慮者を1以上選択することが必要です。

低額所得者	ハンセン病療養所入所者	東日本大震災等の大規模災害の被災者
被災者(発災後3年以内)	DV被害者	戦傷病者
高齢者	北朝鮮拉致被害者	児童養護施設等退所者等
障がい者	犯罪被害者	新婚世帯
子育て世帯	生活困窮者	LGBT
外国人	更生保護対象者	UJIターンによる転入者
中国残留邦人	海外からの引揚者	住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
児童虐待を受けた者	原子爆弾被爆者	

Q 登録の際に選択した住宅確保要配慮者の入居は断れませんか？

A 登録の際、例えば、「高齢者のうち80歳未満の方は受け入れる」など、選択した住宅確保要配慮者毎にあらかじめ条件を付けることができます。

Q 登録の際に選択した住宅確保要配慮者について、保証人や緊急連絡先がないことを理由に入居を拒むことは可能ですか？

A 登録の際、契約条件として「保証人や緊急連絡先があること」を付していた場合には、当該条件に適合しないことを理由として契約しないことは可能です。

Q 登録の際に選択した住宅確保要配慮者の範囲について、一度設定した後に内容を変更できますか？

A 選択した内容を変更することは可能です。ただし、すでに入居している要配慮者を、要配慮者の範囲外に変更して退去させることはできません。

Q 低額所得者の専用住宅としている時に入居者が増収した場合、退去させる必要がありますか？

A 入居時の要件のため、入居後に収入が基準を上回った場合でも退去させる必要はありません。ただし、家賃低廉化補助金の交付を受けている時は、補助が受けられなくなる場合があります。

Q 家賃補助を受ける場合、家賃補助をもらえない人も入居できますか？

A 家賃補助の対象になる入居者が見つからない場合は、家賃補助付き住宅をやめて、一般の入居者を入れさせることも可能です。

Q セーフティネット専用住宅について、空き室期間が長くなった時に要配慮者以外の入居は可能ですか？

A 専用住宅として改修費補助を受けた場合は、要配慮者以外の方を入居させることはできません。ただし、最初に入居した要配慮者が退去した後、要配慮者を募集したもの2ヶ月入居がない等の要件を満たす場合は、一般の入居者を入居させることも可能です。

セーフティネット住宅の登録、経済的支援(補助)等に関するお問い合わせ

福岡市住宅都市みどり局住宅計画課居住支援係

福岡市中央区天神1-8-1

TEL:092-711-4279 FAX:092-733-5589

MAIL:j-keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

// 空き室・空き家をお持ちの大家さんへ! //

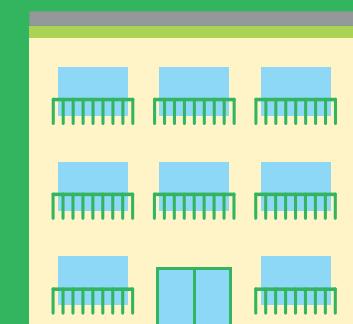
# セーフティネット住宅 のご案内

セーフティネット  
専用住宅には  
経済的支援があります！

## 家賃補助

最大で月額戸あたり

4.5万円



## 家賃債務 保証料等補助

最大で戸あたり

6万円

## 改修費補助

最大で戸あたり

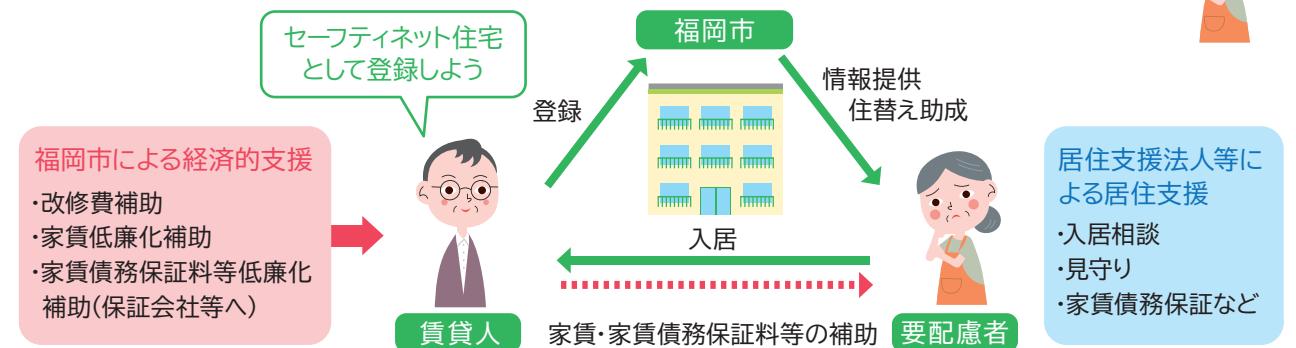
100万円～  
400万円  
※工事内容による

## ●住宅セーフティネット制度とは

住宅の確保にお困りの低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯などと、賃貸住宅の空き家・空き室をお持ちの大家さんをつなぐ制度です。

福岡市では具体的には次の3つの取組みを行っています。

- ①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録制度
- ②登録住宅の改修や入居者への経済的支援
- ③住宅確保要配慮者に対する居住支援



## ●登録制度とは

制度を利用するには、「セーフティネット住宅」として、その住宅を登録することが必要です。※登録料は無料

登録された住宅は、専用ホームページ(セーフティネット住宅情報提供システム <https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>)に掲載されます。



### ●セーフティネット住宅の登録方法

- ①福岡市への事前確認  
登録基準や登録申請の提出物等については、住宅都市局住宅計画課で詳細を確認してください。
- ②賃貸人のアカウント登録  
(ログインパスワードの取得)  
上記専用ホームページよりご登録ください。
- ③登録申請書の作成  
申請書の作成は、上記専用ホームページをご利用ください。
- ④登録申請書等の提出  
登録申請書に添付書類等を備えて、住宅都市局住宅計画課に提出してください。※

※平成30年7月10日より、上記専用ホームページでの提出が可能になりました。

### ●セーフティネット住宅の主な登録基準

- ①住宅確保要配慮者であることを理由に入居を拒まないこと
- ②耐震性を有するなど構造基準を満たすこと
- ③規模(住戸専用面積)基準を満たすこと
- ④設備基準を満たすこと
- ⑤近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない水準以下であること

※①について、「障がい者の入居は拒まない」「高齢者、低額所得者の入居は拒まない」など範囲を限定して登録することができます。  
※長屋や集合住宅については、住戸単位での登録が可能です。

## ●セーフティネット専用住宅への経済的支援

### 1 改修費補助 : 住宅の改修工事等に対する補助

入居対象者の主な要件	・所得が38.7万円以下の住宅確保要配慮者世帯 ・被災者世帯
補助対象工事の概要	・バリアフリー改修工事 ・間取り変更工事 ・耐震改修工事 ・子育て世帯対応工事など
補助限度額等	・工事費の2/3かつ限度額 100万円～400万円/戸(工事内容による) ・補助金は市が大家さんなどに支払い
その他	・改修後、セーフティネット専用住宅として10年以上管理が必要 ただし、最初に入居した要配慮者が退去した後、要配慮者を募集したものの2ヶ月入居がない等の要件を満たす場合は緩和有り

### 2 家賃低廉化補助 : 家賃と入居者負担額との差額を補助

入居対象者の主な要件	・市営住宅入居資格要件を満たし、入居前の住宅について一定の条件を満たす要支援世帯など
補助の概要	・契約家賃と入居者負担額の差額を市が補助 ※契約家賃は住宅面積毎に設定する家賃上限額以下で、近傍同種家賃と均衡を失しない水準であることが必要

住宅面積70m<sup>2</sup>  
契約家賃80,000円の  
場合の入居者負担額

入居世帯の所得(月額)	入居者負担額	家賃補助額
104,000円以下の場合	35,000円	45,000円
104,001円以上123,000円以下	40,400円	39,600円

補助限度額等

- ・最大で1戸あたり4.5万円／月、補助期間は10年間
- ・補助金は市が大家さんなどに支払い(半期毎)
- ・セーフティネット専用住宅であること
- ・入居者はセーフティネット専用住宅に住替える又は住み続けることで、入居前に比べて居住環境が向上することが必要

### 3 家賃債務保証料等低廉化補助 : 入居時の家賃債務保証料等を補助

入居対象者の主な要件	・市営住宅入居資格要件を満たし、入居前の住宅について一定の条件を満たす要支援世帯など
補助の概要	・市営住宅入居資格要件を満たし、政令月収が15.8万円以下、犯罪被害者・DV被害者など別に定める特例世帯など

初回の家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料、死後事務委任契約に係る費用(残置物の処理に係るものに限る)及び緊急連絡先引受けに係る費用を市が補助

補助限度額等

- ・最大で1戸あたり6万円、補助は初回(入居から1年以内)のみ
- ・補助金は市が家賃債務保証業者・保険会社・居住支援法人に支払い
- ・セーフティネット住宅であること
- ・入居者はセーフティネット住宅に住替えることで、入居前に比べて居住環境が向上することが必要

## ●セーフティネット専用住宅とは

### セーフティネット専用住宅

- 住宅確保要配慮者のみが入居可能な住宅として登録(※住宅確保要配慮者以外の入居は不可)
- 「改修費補助」「家賃低廉化補助」「家賃債務保証料等低廉化補助」が利用可能(※要件等は次ページ参照)

### セーフティネット住宅

- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録(※住宅確保要配慮者以外の入居も可能)
- 「家賃債務保証料等低廉化補助」が利用可能(※要件等は次ページ参照)

# !! 住宅確保要配慮者の住替えを支援 !!

居住環境が向上するセーフティネット住宅への住替えを支援するため、住替えが必要な住宅確保要配慮者に対して、礼金、仲介手数料、引越し運送費用など、住替えに係る初期費用の一部を助成します。

## <セーフティネット住宅住替え助成金>

セーフティネット  
住宅

へ住替えの方

最大 10 万円

助成対象経費  
合計額の  
1/2

### 住宅確保要配慮者って？

高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮が必要な方をいいます。



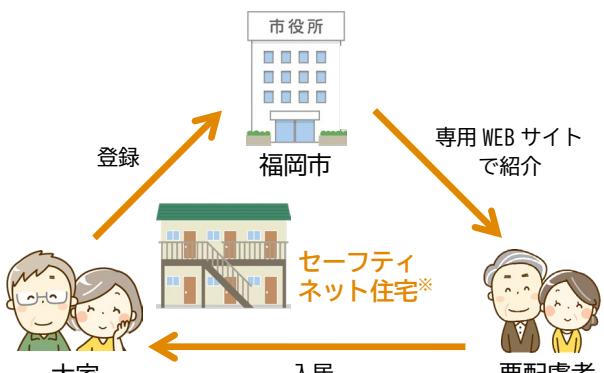
その他…

被災者、DV被害者、LGBT、新婚世帯 など

### セーフティネット住宅って？

住宅の確保にお困りの住宅確保要配慮者が入居しやすい（入居を拒まない）民間賃貸住宅として、福岡市に登録された住宅をいいます。

登録された住宅は専用 WEB サイト上に公開され、だれでも閲覧することができます。



※福岡市では、一部のセーフティネット住宅に家賃補助等を実施しています。詳細は下記よりご参照ください。

セーフティネット住宅  
をお探しの方



補助付き（家賃補助等）  
セーフティネット住宅  
をお探しの方

福岡市HP



**募集期間：令和7年4月1日（火）から令和8年2月28日（土）【必着】まで**  
**申請期限：引越し日から5か月以内**

※助成金の申請受付は、募集期間内・予算の範囲内で先着順とさせていただきます。

※市役所の開庁日以外はメールでの受付のみです。

■ 助成対象となる世帯 ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	助成対象となる世帯の要件
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡市内に居住している又は勤務*していること ※勤務：4カ月以上継続して雇用され、かつ、1週間の勤務時間が30時間以上</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2人以上の世帯（親族に限る）であること ※下記の世帯は単身世帯でも可           <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者（60歳以上）</li> <li>障がい者 (身体障害者手帳を所持（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳を所持又は知的障がい者であることを更生相談所から判定された方)</li> <li>海外からの引揚者</li> <li>ハンセン病療養所入所者等</li> <li>犯罪・DV被害者</li> <li>被災者</li> </ul> </li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市営住宅又は持家に居住していないこと ※市営住宅の名義人ではない、同居しようとする親族を含め、市内外に持家がない</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要支援世帯(1)～(4)又は支援世帯(A)(B)であること（詳細は2ページを参照） ※要支援世帯(4)、支援世帯(A)(B)の場合は、犯罪・DV被害者又は立ち退き要求を受けている世帯（ひとり親世帯、子育て世帯（未就学）若しくは多子世帯）に限る</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護を受給していない世帯であること</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住居確保給付金（転居費用）を受給していない世帯であること</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡市内のセーフティネット住宅に住替えることで、居住環境が向上すること (詳細は3ページを参照) ※要支援世帯(1)(2)の場合、支援世帯(A)になる 要支援世帯(3)(4)の場合、支援世帯(B)になる 支援世帯(A)(B)の場合、支援世帯(A)(B)を維持する</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転居前の住宅の直近6か月間の家賃の未払いがないこと</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の場合）</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること</li> </ul>

■ 助成対象となる経費 ■ 申請世帯が、事業者（不動産、引越業者）に支払う経費

	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 礼金</li> <li>○ 建物仲介手数料</li> <li>○ 家賃債務保証料</li> <li>○ 住宅保険料（火災保険等）</li> <li>○ 鍵交換費用</li> <li>○ 転居前の住宅に係る原状回復費用</li> <li>○ 転居前の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 敷金</li> <li>× 駐車場仲介手数料</li> <li>× 契約時に払う家賃、共益費、管理費</li> <li>× 転居後の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用</li> <li>× その他左記に定めるもの以外の費用</li> </ul>
引越し費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引越し運送費用</li> <li>○ 荷造りや荷解きに係る費用 (人件費や梱包資材に係る費用など)</li> <li>○ 引越しに伴うエアコン、洗濯機（転居前住宅から移設したものに限る）などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用</li> <li>○ 引越しに伴う不用品の処分費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 引越し業者が行う消毒又はハウスクリーニングに係る費用</li> <li>× 公共料金等の名義変更代行サービスにかかる費用</li> <li>× 挨拶品の手配に係る費用</li> <li>× 引越しに係る友人等への謝礼金</li> </ul>

注意：① 家主から立退料（移転引越し費用等）が支払われている。

② 就職や転職等のため、会社等から移転引越し費用等が支払われている

⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1/2で計算します。

\* 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

## ■ 要支援世帯・支援世帯の考え方 ■

- ①政令月収、②居住面積（住宅の広さ）及び③家賃負担率の3つの項目により判定する住宅困窮度により、要支援世帯及び支援世帯を以下のとおり位置付けています。
- ①政令月収、②居住面積及び③家賃負担率を算出後、④区分判定（どの区分に該当するか）します。

### ① 政令月収「123,000円以下の世帯」

② 居住面積		最低居住面積水準	
③ 家賃負担率		未満	以上
高家賃 負担率	未満	要支援世帯（1）	支援世帯（A）
	以上		要支援世帯（2）

### ① 政令月収「123,001円以上 158,000円以下の世帯」

② 居住面積		最低居住面積水準	
③ 家賃負担率		未満	以上
高家賃 負担率	未満	要支援世帯（3）	支援世帯（B）
	以上		要支援世帯（4）

#### ＜政令月収 = (世帯の年間総所得金額 - 控除合計金額) ÷ 12＞

※政令月収の計算方法は、福岡市ホームページをご覧ください。

※下記の総所得金額でも、必ずしも助成対象になるとは限らないため、目安としてご参考ください。

※令和6年分の所得が確定する前に申請を行う場合は、令和5年分の所得を確認します。

（令和6年分の所得確認⇒給与所得のみの方…5/20以降、それ以外の方…6/12以降）

#### 【総所得金額の目安】

世帯人数	1人	2人	3人	4人
総所得金額	A : 1,576,000円 B : 1,996,000円	A : 1,956,000円 B : 2,376,000円	A : 2,336,000円 B : 2,756,000円	A : 2,716,000円 B : 3,136,000円

※ A：政令月収 123,000円以下となる目安、B：政令月収 158,000円以下となる目安

#### ＜現在居住している住宅の面積が、最低居住面積（下表に記載の面積）以上か未満かを確認＞

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
住戸専用面積	25m <sup>2</sup> 以上	30m <sup>2</sup> 以上	40m <sup>2</sup> 以上	50m <sup>2</sup> 以上	57m <sup>2</sup> 以上

#### 〈面積を確認する際の注意事項〉

ア. 6人を超える場合は次の算出式で計算する。

$$\text{住戸専用面積} = (10\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{m}^2) \times 0.95$$

イ. 妊娠中の者は2人とする。

ウ. 子どもが10歳未満の場合は、子どもを下記の人数に置き換えた後の総世帯人数を、下部の式に代入して計算する。

（子の年齢）3歳未満…0.25人／3歳以上6歳未満…0.5人／6歳以上10歳未満…0.75人  
※上記により、世帯人が2人に満たない場合、世帯人は2人とする。

$$\text{（式）世帯人数 } 2 \sim 4 \text{ 人 } \cdots 10\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{m}^2$$

$$4 \text{ 人を超える場合 } \cdots (10\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{m}^2) \times 0.95$$

エ. 同居する場合は、住替え後に同居する人数で算出する。

オ. 住戸専用面積は壁芯にて算出する。

#### 〈家賃負担率（年間家賃／世帯収入）が高家賃負担率(36.7%)以上か未満かを確認〉

#### 〈家賃負担率の確認手順〉

ア. 世帯収入を確認（所得証明書等の「給与収入」）

イ. 年間の家賃総額を確認（R6年1月～R6年12月までに支払った総額）

ウ. 家賃総額（イで確認）を世帯収入（アで確認）で除した値が家賃負担率

エ. 家賃負担率（ウで算出）と高家賃負担率（36.7%）を比較

## ■ 居住環境の向上の考え方 ■

居住環境が向上するとは、新たにセーフティネット住宅に住替えを行うことで、  
居住面積が広くなる又は家賃負担率が低くなることをいいます。

セーフティネット住宅に住替えた場合に、どの居住環境区分（要支援世帯・支援世帯）に該当するかを再度判定し、居住環境が向上することが必要です。

	政令月収	居住面積	家賃負担率	区分判定
住替え前	<input type="checkbox"/> 12.3万円以下 <input type="checkbox"/> 12.3万円超え15.8万円以下	<input type="checkbox"/> 最低居住面積未満 <input type="checkbox"/> 最低居住面積以上	<input type="checkbox"/> 高家賃負担率未満 <input type="checkbox"/> 高家賃負担率以上	
住替え後	<input type="checkbox"/> 12.3万円以下 <input type="checkbox"/> 12.3万円超え15.8万円以下	<input type="checkbox"/> 最低居住面積未満 <input type="checkbox"/> 最低居住面積以上	<input type="checkbox"/> 高家賃負担率未満 <input type="checkbox"/> 高家賃負担率以上	

## ■ 助成金の申請期限・お支払いについて ■



### 交付申請 助成金の申請をされる方



申請期限：引越し日から5ヶ月以内

※5か月以内でも、令和8年2月28日（必着）を過ぎると申請できません。

- すべての支払いが完了した後に交付申請を行ってください。
- 交付申請から助成金支払いまでは、4ヶ月程度の期間を要します。

### 認定申請 引越し前に対象要件に当てはまるかどうか確認したい方

申請期限：引越し予定日の3ヶ月～1ヶ月前

※申請は、令和8年2月28日までに引越し・交付申請が可能な方に限ります。

※既に転居先が決まっている方は、交付申請によりご申請ください。

## ■ 注意事項 ■

- 申請は、窓口、郵送又はメールで受け付けます。必要書類については、福岡市HPをご確認ください。
- 助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。
- 窓口での申請受付の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくことになりますので、お手数ですが、事前に電話連絡いただきますようお願いします。

## ■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先 ■

福岡市役所 住宅計画課 居住支援係（市役所本庁舎3階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL：092-711-4279（平日 9:00～12:00／13:00～17:00） FAX：092-733-5589

MAIL：sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp

<ホームページ>

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sn\\_sumikaeshien.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sn_sumikaeshien.html)

福岡市 セーフティネット住宅

検索

クリック！